

指定道路調書ご利用についての注意事項

【全体的なことについて】

- ・本調書のご利用にあたっては、この注意事項を十分確認してください。
- ・本調書により提供される情報の著作権は、大田区に帰属します。また無断で本図の全部または一部を複製することを禁じます。
- ・法第42条第2項道路の中心線は、狭あい道路拡幅整備事前協議により決定します。本調書の幅員及び延長は参考として下さい。

【第一面について】

- ・「指定道路の位置」欄について
記載地番については、道路位置の全ての地番が記載されているわけではありません。あくまで参考として下さい。
- ・「申請者の氏名」欄について
区長が、法施行規則第9条の申請に基づいて法第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定した場合に、その申請者を記載しています。
- ・「水平距離指定の年月日」・「水平距離指定に係る道路の部分の延長」・「水平距離」・「水平距離指定に係る道路の部分の位置」欄について
区長が、法第42条第3項の規定に基づく水平距離を指定した場合に記載します。現在、区内で水平距離の指定はありません。
- ・「その他」欄について
◇道路管理者が区の場合の法第42条第2項道路は、「公道」と記載しています。
◇指定道路の位置記載の為に、地番調査期間を記載しています。
◇指定道路の種類が「1項4号」の場合は、事業路線名を記載しています。
◇指定道路の種類が「1項5号」の場合は、路線の指定履歴を記載しています。(一部延長指定や一部廃止指定の場合)

【第二面について】

- ・筆界及び地番については、図面作成時の公図を参考に参考として記載したものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
- ・図面情報は、図面作成時のものであり、現状と異なる場合があります。
- ・第二面の道路中心線及び後退線の概略線を点線で記載しています。
- ・位置図に記載された幅員は、既存資料に基づく記載もありますので、あくまで参考として下さい。
- ・縮尺500分の1図面の背景地図の著作権は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ㈱に帰属します。東京都縮尺2,500分の1の地形図(平成16年度)から転記したもので、誤差の範囲は2,500分の1レベルであり、現状とは一致するものではありません。
(承認番号 17東京共許第035号-21)
- ・法第42条第2項道路図面は、縮尺500分の1の図面や、幅員の記載がない図面もあります。現場で調査して、狭あい道路拡幅整備事前協議を行ってください。

【備考】

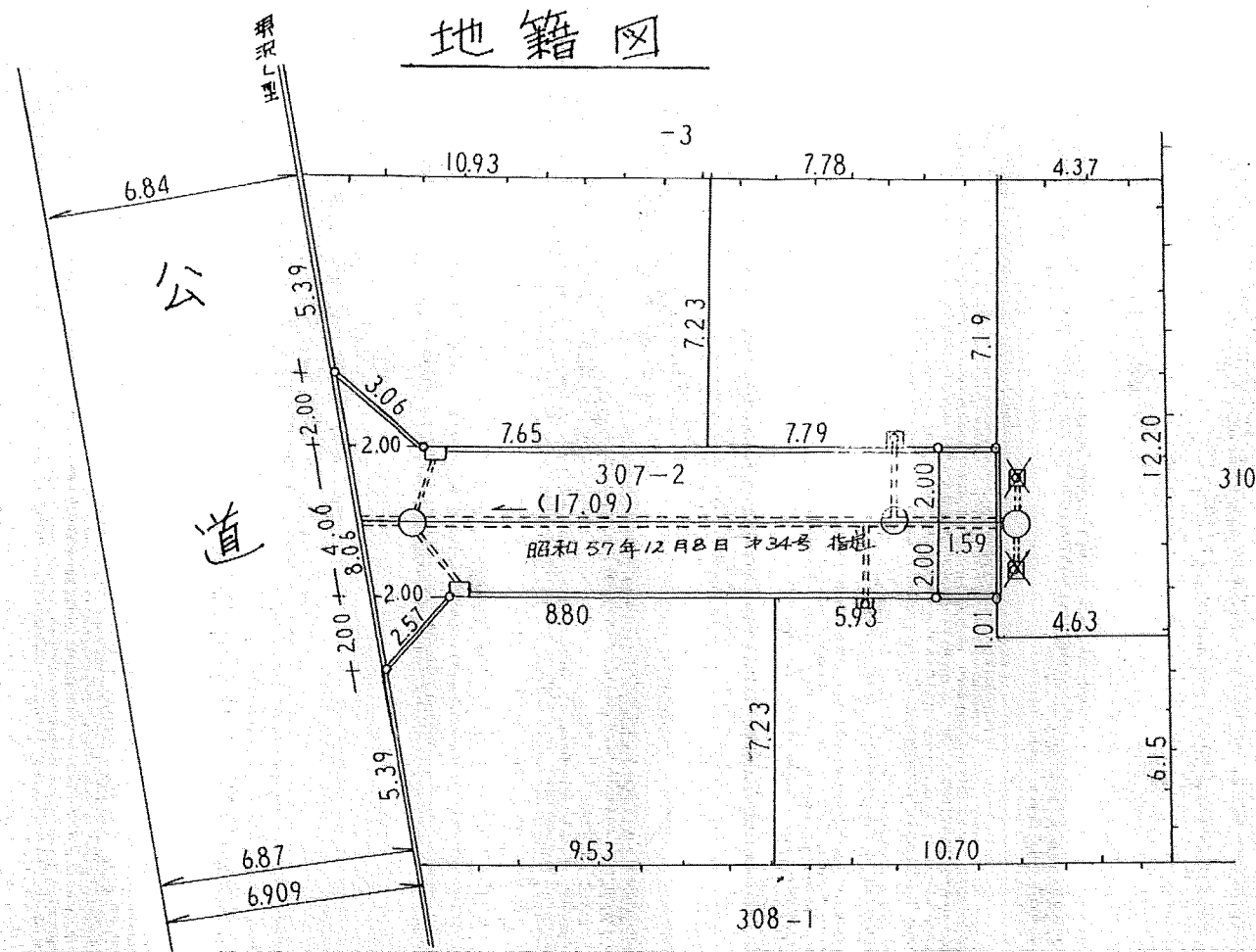
道路種別に関するお問合せ等については、まちづくり推進部建築調整課の窓口で行っております。
なお、電話・ファックスでのお問合せの受付は、行っておりません。

平成22年10月1日
大田区まちづくり推進部建築調整課

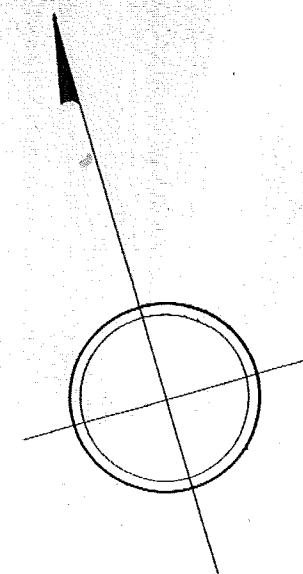
第四十二号の二十四様式 (第十条の二関係) (A 4)

指定道路調書
(第一面)

整理番号	1-5-3108	指定道路区対象番号	33-52-1-S58-5-27-21	指定道路の種類	1項5号
指定の年月日	昭和58年5月27日 (第21号)	指定道路の延長	1. 59メートル	指定道路の幅員	4. 00メートル
		廃止道路の延長	-	廃止道路の幅員	-
		自動車転回広場	-	-	-
指定道路の位置	大田区北糺谷一丁目307番6の内				
申請者の氏名	株式会社 山喜				
水平距離指定の年月日	-	水平距離指定に係る道路の部分の延長		-	メートル
水平距離指定に係る道路の部分の位置	-				
その他	昭和57年12月8日指定第34号の延長 平成20年9月24日～平成20年11月21日作成				



土地所有者	指田直彦
土地使用者	株式会社山喜
土地使用者	株式会社羽田ハウジング
土地使用者	アジア地所株式会社
土地使用者	株式会社稲門商事

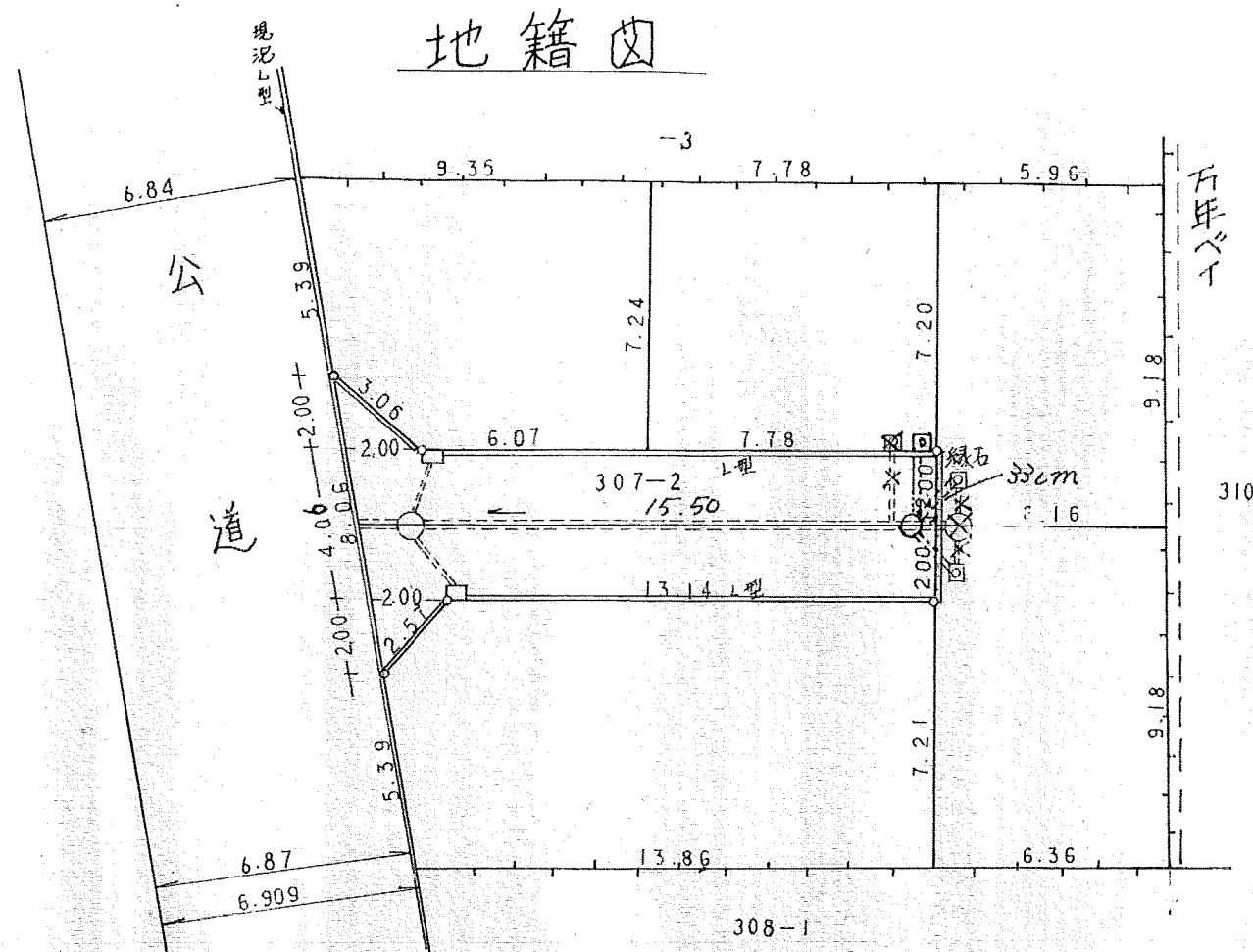


複写禁止

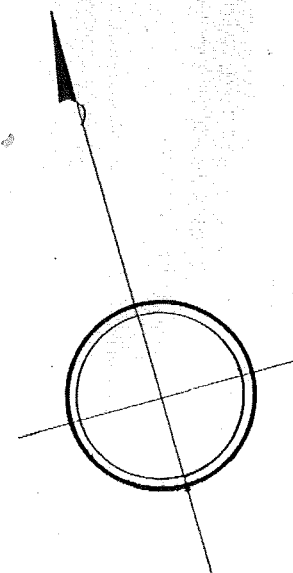
第四十二号の二十四様式（第十條の二関係）（A 4）

指定道路調査書
（第一面）

整理番号	1-5-3108	指定道路図対象番号	33-52-1-S57-12-8-34	指定道路の種類	1項5号
指定の年月日	昭和57年12月8日 （第34号）	指定道路の延長	15.50メートル	指定道路の幅員	4.00メートル
		廃止道路の延長	-	廃止道路の幅員	-
		自動車転回広場	-		
指定道路の位置	大田区北糺谷一丁目307番6の内				
申請者の氏名	株式会社 山喜				
水平距離指定の年月日	-	水平距離指定に係る道路の部分の延長	-	メートル	-
水平距離指定に係る道路の部分の位置	-				
その他	昭和58年5月27日 指定第21号で延長 平成20年9月24日～平成20年11月21日作成				



土地所有者	指田直彦
土地使用者	株式会社山喜
土地使用者	株式会社羽田ハウジング
土地使用者	アジア地所株式会社
土地使用者	株式会社権門商事



複写禁止